

役員選出内規

この内規は本学会会則第 31 条の趣旨に則り、必要な事項を定めるものである。

1. 会長・副会長候補者の推薦

1) 会長の推薦

役員の任期満了前に、常任理事会は次期会長候補副会長を会長として推薦する。

2) 副会長の推薦

役員の任期満了前に、常任理事会は副会長として次期会長候補副会長および会長委嘱副会長の 2 名を推薦する。

3) 次期会長候補者の条件

次期会長候補者は研究、教育および会務の経験が豊かで且つ指導力を有するものでなければならない。

2. 常任理事の選出

常任理事は会務運営の適任者と認められる者で、理事の中から選出する。

1) 常任理事会は、役員交代時期前に慎重審議した人選案を作成し、これを総会前の理事会に諮る。これを受け、理事会は審議の上、次期常任理事を選出する。

2) 次期常任理事の選出にあたっては、常任理事会構成員の三分の一程度が交代するものとし、会務の円滑な遂行を計る。

3. 理事の選出

次の各号に該当する者は理事となることができる。

1) 歯科大学または大学歯学部において、接着歯学に関連する項目を教授する科目（歯科保存学、歯科補綴学、小児歯科学、歯科矯正学、高齢者歯科学、予防歯科学、歯科理工学等）を担当する教授であって、接着歯学の研究・臨床・教育に関連し、造詣が深い者。

2) 日本接着歯学会において活躍が顕著な歯科医師であって、理事会での審議（履歴・業績等）を経て推薦された者。

4. 評議員の選出

次の各号に該当する者は評議員になることができる。

1) 歯科大学または大学歯学部において、接着歯学に関連する種々の教授科目に従事する准教授、講師、助教であって、接着歯学の研究・臨床・教育に意欲と情熱を有すると認められ、理事による適切な評価と推薦を受けた者。

2) 日本接着歯学会に正会員として 5 年以上在籍し、接着歯学の研究・臨床に関して 5 編以上の論文・学会発表がある者で、理事による推薦を受けた者。

3) 1 号の評議員が大学を退職した場合は 2 号相当の評議員になることができる。

5. 監事の選出

次の各号に該当する者は監事になることができる。

1) 理事 15 年以上の経験者

2) 評議員 20 年以上の経験者

3) その他同等以上と認められる者

6. 役員の再任

常任理事の再任は 3 期を超えることはできない。ただし、会長の任期は原則として 1 期とする。

7. 役員の定年

会長、副会長、常任理事、理事は満 65 歳に達した場合、その任期終了をもって退任するものとする。

附則 本内規は平成 12 年 1 月 21 日から施行する。

本内規は平成 17 年 4 月 22 日から一部改正施行する。

本内規は平成 20 年 2 月 15 日から一部改正施行する。